

## 平成 25 年度の健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

これらは、財政の早期健全化や再生のための判断指標とするもので、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成 25 年度の決算に基づく算定結果は、下表のとおりで何れも早期健全化基準を下回っており、現在のところ財政健全化計画等の策定の必要はありません。

### 1. 健全化判断比率 (単位 : %)

	吉野ヶ里町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—(黒字)	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—(黒字)	20.0	30.0
③実質公債費比率	12.6	25.0	35.0
④将来負担比率	21.4	350.0	

### 2. 公営企業の資金不足比率 (単位 : 千円、%)

会 計 名	事 業 規 模	資 金 不 足 額	資 金 不 足 比 率
簡易水道特別会計	1,073	0	—
下水道特別会計	242,213	0	—

#### 4 つの財政指標について

##### ① 実質赤字比率

一般会計等の赤字の度合いで、財政運営の深刻度を示します。25 年度は黒字でした。

##### ② 連結実質赤字比率

吉野ヶ里町のすべての会計を連結した赤字の度合いで、町全体の財政運営の深刻度を示します。25 年度は連結でも黒字でした。

##### ③ 実質公債費比率

借入金の返済額と、下水道特別会計や一部事務組合への繰出・負担金のうち借入返済に準じる額の合計を、標準財政規模と比較したもので、一般会計が負担する実質的な返済額の度合いを示します。25 年度の比率は 12.6% で、24 年度から 1.6 ポイント減少しました。主因は、24 年度に町債の繰上償還を実施したこと等により 25 年度の返済額が減少したことによる

##### ④ 将来負担比率

町の借入金残高や将来負担する可能性のある負債の額を、標準財政規模と比較したもので、将来町の財政を圧迫する度合を示します。25 年度の数値は 21.4% で、24 年度より 24.9 ポイント減少しました。主因は、下水道特別会計における借入金残高が減少したことや、負債に充当可能な基金残高が増加したことによります。